

【 令和 8 年度 第 1 回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和 8 年 6 月 29 日開催

番号	資 料 名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	宮城地方最低賃金審議会運営規程
3	宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程
4	最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書（2026 年 6 月 1 日付け全労連東北地方協議会他）（写）
5	令和 8 年度宮城地方最低賃金審議に係わる要請書（2026 年 6 月 16 日付け宮城県労働組合総連合）（写）

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和9年5月14日
委 員	氏 名 職 名 等 《公益を代表する委員》 薄 井 淳 弁護士 小 幡 佳緒里 弁護士 熊 谷 真 宏 公認会計士 桑 原 真 弓 東北福祉大学教授 柳 井 雅 也 東北学院大学名誉教授 《労働者を代表する委員》 阿 部 祥 大 日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長 阿 部 徹 電機連合宮城地方協議会事務局長 泉 利 雄 U Aゼンセン宮城県支部主任 齋 藤 和 彦 全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会執行委員長 平 野 邦 彦 JAM 南東北宮城県連絡会事務局長 《使用者を代表する委員》 飯 野 守 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事 猪 股 佳 子 医療法人社団裕歯会理事 後 藤 淳 仙台商工会議所理事・事務局長 高 橋 裕 喜 宮城県中小企業団体中央会専務理事 桃 井 健 次 宮城県商工会連合会専務理事		

注. 委員の配列は五十音順による。

宮城地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 6 月 29 日改正

(目的)

第 1 条 宮城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 条）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程

（目的）

第 1 条 宮城地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2026年6月1日

宮城労働局

局長 松瀬 貴裕様

全労連東北地方協議会
議長 高橋 正行

全労連北海道地方協議会
議長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行

最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

生鮮食料品を除いた消費者物価指数が2025年12月まで45ヶ月連続で前年同月比2%以上の伸びが続くなど、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDPの5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2025年の改定では、63～82円の引き上げが行われ、各地方での審議の結果、加重平均では1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりました。中央賃金審議会が初めて地域間格差を縮める目安額を示す中、最も高い東京都（1,226円）と最低額の高知・宮崎・沖縄の3県（1,023円）とでは203円の差となり、2年連続で格差が縮小される結果となりましたが、同じ労働を同じ時間（月150時間）働いたとして月3万450円、年間で36万5,400円の差が生じることの解決には至りませんでした。

さらに、今回の改定では、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。2月27日に開催された中央最低賃金審議会でも是正に向けた議論を始めることが確認されていますが、最低賃金法の「賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営を行い、発効日を法定通りの最短にすること、最低賃金の地域間格差を解消し、全国一律制度を創設することは喫緊の課題となっています。

私たちは今年3月、「最低生計費試算調査」をあらためて行い、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費を算出しました。その結果、その結果、月150時間の労働時間で換算するとその結果、月150時間の労働時間で換算すると月額295,459円、時給1,970円となりました。これは全国労働組合総連合（全労連）と地域組織が行っている各地の調査結果でも、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果が出ており、地域間格差は見られない結果となっています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,700円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。最低賃金が低い水準の県では、中小企業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設さ

れています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,700 円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 2025 年の改定における発効日の先送り・分散化について、その影響を調査し、公表すること。発効日の先送り・分散化を是正し、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」(最低賃金法第 14 条 2 項)の原則を堅持すること。「決定において、別に定める日があるときは、その日」の規定は削除すること。
4. 地域別最低賃金の審議について、下記のことを求めます。
 - (1) 法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善することを国に求めること。
 - (2) 最低賃金近傍で働く労働者の生活実態に関する十分な調査・把握を行うこと。
 - (3) 労働者の生活改善および中小企業の価格転嫁促進のため、審議の過程で「生計費」を明らかにする議論を行い、議論の内容を明らかにすること。
 - (4) 「多様な視点」という観点で、全国労働組合総連合・宮城県労働組合総連合などが実施した「最低生計費試算調査」の結果も「生計費」に関する資料に加えること。
5. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
6. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
7. 宮城地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
 - (1) エssenシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
 - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
 - (3) 宮城地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会は一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

宮城労働局
局長 松瀬 貴裕 様

2026年6月16日

宮城県労働組合総連合
議長 高橋 正行

宮城県春闘共闘会議
代表幹事 葛西 信幸
代表幹事 佐藤 友彦
代表幹事 高橋 正行
代表幹事 渡辺 孝之

令和8年度宮城地方最低賃金審議に係わる要請書

厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によると、労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額は31万2,425円となり、前年同月比3.5%増となりました。また、現金給与総額（名目賃金）に物価変動を反映した実質賃金は前年同月比1.9%増となり、2026年1月分にプラスへ転じて以降、4か月連続で前年同月を上回っています。

一方、総務省統計局が2026年6月5日に公表した2026年4月分家計調査報告（二人以上の世帯）によると、1世帯当たりの消費支出は32万8,969円となりました。これは名目では前年同月比1.0%増となったものの、物価変動の影響を除いた実質では前年同月比0.5%減となり、5か月連続の減少となっています。季節調整済みの前月比では実質1.6%増となったものの、2026年に入ってから消費支出は前年同月比で1月マイナス1.0%、2月マイナス1.8%、3月マイナス2.9%と推移しており、4月は減少幅が縮小したものの、依然として実質ベースでの前年割れが続いています。

中東情勢等を背景とした物価高騰により、実質賃金が押し下げられることが懸念されています。たが、春闘による賃上げが物価上昇を上回ったことで、実質賃金は改善傾向を示しています。とりわけ女性労働者や非正規労働者など低賃金で働く労働者は、依然として雇用と賃金への不安を抱え、厳しい生活を余儀なくされています。

このような状況のもと、私たちは物価上昇下で困難な生活を強いられている労働者の賃金底上げを掲げ、2026年春闘に取り組みました。その結果、2026年春闘についての国民春闘共闘委員会の集計(5月7日)では、定期昇給およびベースアップを含む平均賃上げ額は9,310円（前年同期比+707円）となりました。時給制で働く労働者は、47.7円（昨年同時期比+5円）と賃上げを実現しましたが物価高騰のなかで安心してくらす水準ではありません。

全国、とりわけ仙台市は主要都市で著しい物価高騰が続く中で、最低賃金の地域間格差は大きな問題です。最も高い東京都の最低賃金額は1,226円、宮城県の最低賃金の差は188円となっています。同じ労働を同じ時間（月150時間）行った場合、月額28,200円、年間では338,400円もの収入差が生じる状況になっています。

さらに、近年は最低賃金改定の発効日を従来の10月1日以降へ遅らせる県が出ており、発効時期の違いによる新たな地域間格差も生じています。同じ最低賃金額であっても発効時期が異なれば

年間収入に差が生じることとなり、最低賃金法が掲げる「労働者の生活の安定」を損なう要因となっています。発効日を法定どおり最短とすること、そして最低賃金の地域間格差を解消し全国一律制度を創設することは喫緊の課題と考えます。

私たちは本年3月、現在の物価上昇を踏まえ「最低生計費試算調査」の再改定を実施し、健康で文化的な生活を営むために必要な生計費を試算しました。その結果、月150時間労働を前提とした場合、単身25歳が仙台市で暮らすのに必要な生計費は月額29万5,459円、時給換算で1,970円となりました。また、全国労働組合総連合（全労連）および各県の調査でも、物価高騰を反映した直近の最低生計費は時給1,700円から1,800円程度との結果が示されており、都道府県による大きな差はない結果が出ています。

最低賃金の格差は地方から都市部への若者をはじめとした労働力流出の要因ともなっています。

所得を底上げし、若者の経済的自立を促進するとともに、安心して結婚・子育てができる社会を実現し、人口減少に歯止めをかけるためにも、最低賃金法の改正による全国一律最低賃金制度の創設と、最低賃金時給1,700円以上の早期実現が必要と考えます。

以上のことから、今年度の最低賃金審議にあたっては、何よりも「物価上昇から生活を守る」という観点を重視し、労働者の生計維持と地域経済の持続的発展に資する審議を行われるよう強く要請いたします。

今次審議にあたり、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

- 1 物価上昇から県民の生活を守る視点で、生計費調査額を根拠に時間額1700円をめざし、「物価上昇を上回る最低賃金の引き上げ」を行うこと。
- 2 最低賃金審議会において、最低賃金の決定要素の1つである労働者の生計費については、全労連東北地方協議会が算出した生計費試算調査票を参考資料として用いること。
- 3 「最低賃金決定の3要素」に加え、最低賃金が低いことによる人口流失、労働力流失の大きな要因になっていることを踏まえた議論を行うこと。
- 4 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立することを政府に意見としてあげること。
- 5 最低賃金を引き上げに伴う事業所の時間額の引き上げを支援する、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。中小企業の社会保険料負担の減額制度、税の軽減制度の創設を国に求めること。

以 上

2026 年版東北地方最低生計費試算調査結果—アップデートの留意点

1. 消費支出の物価変動について

- ・2016 年から 2026 年にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI) を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。
- ・なお、係数を乗じて調整した項目は、食費(家での食事および廃棄分)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品。

2. 食費における昼食代および会食代について

- ・合意形成会議において、昼食にコンビニなどでパンやお弁当を購入する頻度を月に 20 回から 10 回に減らしたいっぽう、費用は 750 円に引き上げた。また、飲み会の費用を 4,500 円に増額した。

3. 住居費について

- ・2026 年版のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した。具体的には、単身用住宅として、25 m²の民間賃貸アパート・マンション(ワンルーム or 1 K、2 階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

青森市

条件に該当するのは 159 件。最低は 19,000 円、最高は 58,000 円。4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、39,000 円を住居費とした。

秋田市

条件に該当するのは 334 件。最低は 30,000 円、最高は 63,000 円。4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、39,000 円を住居費とした。

盛岡市

条件に該当するのは 404 件。最低は 28,000 円、最高は 65,000 円。3~4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、37,000 円を住居費とした。

山形市

条件に該当するのは 151 件。最低は 29,000 円、最高は 60,000 円。4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、40,000 円を住居費とした。

仙台市(太白区)

条件に該当するのは 877 件。最低は 22,000 円、最高は 72,000 円。4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、43,000 円を住居費とした。

福島市

条件に該当するのは 182 件。最低は 29,000 円、最高は 71,000 円。4 万円台が最も多かった。全体の相場の下から 3 割に近い、40,000 円を住居費とした。

4. 日帰り行楽について

・再アンケートの結果や合意形成会議をふまえて、2016 年版では日帰り行楽については年間の費用＝20,000 円だったのを、年間＝40,000 円に増額している。

5. 1 泊以上の旅行について

・再アンケートの結果や合意形成会議をふまえて、2016 年版では 1 泊以上の旅行については年間の費用＝60,000 円だったのを、年間＝90,000 円に増額している。

6. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について

・近年、アマゾンプライムやネットフリックス等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2022 年のアップデート時に月額 1,000 円を計上したのを、さらに普及したことをふまえて月額 2,000 円に増額した。

7. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 7 年）の結果に基づいて、各都市における若者（25 歳、大卒、勤続 3 年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の 1%に相当）も改定した。

年収設定（括弧内は前回の設定）

青 森	月収 22 万円×14 か月、	年収 308 万円
岩 手	23 万円×14 か月、	322 万円
宮 城	25 万円×14 か月、	350 万円
秋 田	23.1 万円×14 か月、	323.4 万円
山 形	22 万円×12 か月＋50 万	314 万円
福 島	23 万円×14 か月、	322 万円

8. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2026 年 5 月時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

秋田県秋田市版(2026 年版)

月収 23.1 万円×12＋一時金 46.2 万円＝323.4 万円

1) 所得税

4 月分の給与を 231,000 円とすると、国税庁『令和 8(2026)年分 源泉徴収税額表』より、4,200 円。これにボーナスに対する分（月額 1,572 円）を加算すると、5,772 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 190 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝323.4 万円÷4 808,000 円 $808,000 \text{ 円} \times 2.8 - 8 \text{ 万円} = 2,183,800 \text{ 円}$

給与所得－(社会保険料控除＋基礎控除)＝2,183,800 円－(493,073 円＋43 万円)＝1,260,727 円

市民税（税率 6%）は、

$1,260,727 \text{ 円} \times 6\% = 75,643 \text{ 円}$

県民税（同 4%）は、

$1,260,727 \text{ 円} \times 4\% = 50,429 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、75,643 円－1,500 円 74,100 円

県民税は、50,429 円－1,000 円 49,400 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
県民税	1,800 円

※2024 年度から森林環境税（国税）1,000 円も併せて徴収されている

したがって、住民税額（年額）は、74,100 円＋49,400 円＋3,000 円＋1,800 円＋1,000 円＝129,300 円となり、1 か月当たりでは 10,775 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率 10.01%（うち労働者分＝5.005%）

→標準報酬月額 240,000 円では、12,012 円が本人負担分

※2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 276 円徴収

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 231,000 円とすると、1,155 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円＋12,012 円＋276 円＋1,155 円＝35,403 円となり、×12 ヶ月分＝424,836 円となる。

これにボーナス分 68,237 円を加えると 493,073 円となる（月あたり 41,089 円）。

青森県青森市若年単身世帯年収設定（2026 年版）

月収 22 万円×12＋一時金 44 万円＝308 万円

1) 所得税

4 月分の給与を 220,000 円とすると、国税庁『令和 8(2026)年分 源泉徴収税額表』より、3,700 円。これにボーナスに対する分（月額 1,497 円）を加算すると、5,197 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のよう求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝308 万円÷4×2.8－8 万円＝2,076,000 円

給与所得－(社会保険料控除＋基礎控除)＝2,076,000 円－(452,452 円＋43 万円)＝1,193,548 円

市民税（税率 6%）は、

1,193,548 円×6%＝71,612 円

県民税（同 4%）は、

1,193,548 円×4%＝47,741 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、71,612 円－1,500 円＝70,100 円

県民税は、47,741 円－1,000 円＝46,700 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
県民税	1,000 円

＊これらに加えて森林環境税（国税）1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額（年額）は、70,100 円＋46,700 円＋3,000 円＋1,000 円＋1,000 円＝121,800 円となり、1 か月当たりでは 10,150 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（青森県）保険料率＝9.85%（うち労働者分＝4.925%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,835 円が本人負担分

＊2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 253 円徴収

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35%（うち労働者分＝0.5%）

→月収を 220,000 円とすると、1,100 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋10,835 円＋253 円＋1,100 円＝32,318 円となり、×12 ヶ月分＝387,816 円となる。これにボーナス分 64,636 円を加えると 452,452 円となる

(月あたり 37,704 円)。

福島県福島市若年単身世帯年収設定 (2026 年版)

月収 23 万円×12+一時金 46 万円=322 万円

1) 所得税

4 月分の給与を 230,000 円とすると、国税庁『令和 8(2026)年分 源泉徴収税額表』より、4,200 円。これにボーナスに対する分 (月額 1,565 円) を加算すると、5,765 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方 (県民税=4%、市民税=6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円~360 万円未満のため、

給与所得=322 万円÷4×2.8-8 万円=2,174,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,174,000 円-(484,201 円+43 万円)=1,259,799 円

市民税 (税率 6%) は、

1,259,799 円×6% 75,587 円

県民税 (同 4%) は、

1,259,799 円×4% 50,391 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、75,587 円-1,500 円 74,000 円

県民税は、50,391 円-1,000 円 49,300 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
県民税	2,000 円

*これらに加えて森林環境税 (国税) 1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額 (年額) は、74,000 円+49,300 円+3,000 円+2,000 円+1,000 円=129,300 円となり、1 か月当たりでは 10,775 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ (福島) 保険料率 9.5% (うち労働者分=4.75%)

→標準報酬月額 240,000 円では、11,400 円が本人負担分

*2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 276 円徴収

③雇用保険料率 (失業給付分) =1.35% (うち労働者分=0.5%)

→月収を 230,000 円とすると、1,150 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円 + 11,400 円 + 276 円 + 1,150 円 = **34,786 円**となり、×12 ヶ月分 = 417,432 円となる。

これにボーナス分 66,769 円を加えると **484,201 円**となる（月あたり **40,350 円**）。

岩手県盛岡市若年単身世帯年収設定（2026 年版）

月収 23 万円 × 12 + 一時金 46 万円 = 322 万円

1) 所得税

4 月分の給与を 230,000 円とすると、国税庁『令和 8(2026)年分 源泉徴収税額表』より、**4,200 円**。これにボーナスに対する分（月額 1,565 円）を加算すると、**5,765 円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税 = 4%、市民税 = 6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得 = 322 万円 ÷ 4 × 2.8 - 8 万円 = 2,174,000 円

給与所得 - (社会保険料控除 + 基礎控除) = 2,174,000 円 - (484,201 円 + 43 万円) = 1,259,799 円

市民税（税率 6%）は、

1,259,799 円 × 6% 75,587 円

県民税（同 4%）は、

1,259,799 円 × 4% 50,391 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、75,587 円 - 1,500 円 74,000 円

県民税は、50,391 円 - 1,000 円 49,300 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
県民税	2,000 円

※これらに加えて森林環境税（国税）1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額（年額）は、74,000 円 + 49,300 円 + 3,000 円 + 2,000 円 + 1,000 円 = 129,300 円となり、1 か月当たりでは **10,775 円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率 = 18.3%（うち労働者分 = 9.15%）

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ（岩手）保険料率 9.51%（うち労働者分 = 4.755%）

→標準報酬月額 240,000 円では、11,412 円が本人負担分

*2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 276 円徴収

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 230,000 円とすると、1,150 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960 円+11,412 円+276 円+1,150 円=34,798 円となり、×12 ヶ月分=417,576 円となる。

これにボーナス分 66,792 円を加えると 484,368 円となる（月あたり 40,364 円）。

宮城県仙台市若年単身世帯年収設定（2026 年版）

月収 25 万円×12+一時金 50 万円=350 万円

1) 所得税

4 月分の給与を 250,000 円とすると、国税庁『令和 8(2026)年分 源泉徴収税額表』より、4,770 円。これにボーナスに対する分（月額 1,701 円）を加算すると、6,471 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=2%、市民税=8%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得=350 万円÷4×2.8-8 万円=2,370,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,370,000 円-(535,703 円+43 万円)=1,404,297 円

市民税（税率 8%）は、

1,404,297 円×8% 112,343 円

県民税（同 2%）は、

1,404,297 円×2% 28,085 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、112,343 円-2,000 円 110,300 円

県民税は、28,085 円- 500 円 27,500 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
県民税	2,200 円

*これらに加えて森林環境税（国税）1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額（年額）は、110,300 円+27,500 円+3,000 円+2,200 円+1,000 円=144,000 円となり、1 か月当たりでは 12,000 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額 260,000 円では、23,790 円が本人負担分

②協会けんぽ (宮城) 保険料率 10.1% (うち労働者分=5.05%)

→標準報酬月額 260,000 円では、13,130 円が本人負担分

*2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 299 円徴収

③雇用保険料率 (失業給付分) =1.35% (うち労働者分=0.5%)

→月収を 250,000 円とすると、1,250 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、23,790 円+13,130 円+299 円+1,250 円=38,469 円となり、×12 ヶ月分=461,628 円となる。

これにボーナス分 74,075 円を加えると 535,703 円となる (月あたり 44,641 円)。

山形県山形市若年単身世帯年収設定 (2026 年版)

月収 22 万円×12+一時金 50 万円=314 万円

1) 所得税

4 月分の給与を 220,000 円とすると、国税庁『令和 8(2026)年分 源泉徴収税額表』より、3,910 円。これにボーナスに対する分 (月額 1,701 円) を加算すると、5,611 円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方 (県民税=4%、市民税=6%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円~360 万円未満のため、

給与所得=314 万円÷4×2.8-8 万円=2,118,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,118,000 円-(459,696 円+43 万円)=1,228,304 円

市民税 (税率 6%) は、

1,228,304 円×6% 73,698 円

県民税 (同 4%) は、

1,228,304 円×4% 49,132 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、73,698 円-1,500 円 72,100 円

県民税は、49,132 円-1,000 円 48,100 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000 円
県民税	2,000 円

＊これらに加えて森林環境税（国税）1,000 円が均等割額に加算される

したがって、住民税額（年額）は、72,100 円+48,100 円+3,000 円+2,000 円+1,000 円=126,200 円となり、1 か月当たりでは **10,516 円**となる。

3）社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（山形）保険料率 9.75%（うち労働者分=4.875%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,725 円が本人負担分

＊2026 年 4 月より子ども・子育て支援金が 253 円徴収

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 220,000 円とすると、1,100 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+10,725 円+253 円+1,100 円=**32,208 円**となり、×12 ヶ月分=386,496 円となる。

これにボーナス分 73,200 円を加えると **459,696 円**となる（月あたり **38,308 円**）。

東北地方最低生計費試算調査結果（2026年版改定）総括表

都道府県名		青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	東京都	東京都	福島市
自治体名		青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	北区	北区	福島市
性別		男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	女性	女性
最賃ランク		C	C	C	C	B	B	A	A	B
	消費支出	202,819	204,032	208,659	207,132	211,247	205,384	203,757	195,186	213,334
	食費	52,290	53,791	52,570	54,952	55,278	54,513	61,112	48,019	43,322
	住居費	39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000	60,417	60,417	41,042
	水道・光熱	10,800	10,300	11,525	10,304	10,086	10,349	7,940	7,740	11,790
	家具・家事用品	4,545	4,244	5,626	4,864	4,631	4,312	3,163	3,366	5,203
	被服・履物	7,200	7,527	7,801	6,506	8,230	6,952	7,777	6,059	9,428
	保健医療	2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722	1,080	3,087	2,635
	交通・通信	38,251	37,642	38,802	38,527	39,170	38,337	9,734	9,734	40,012
	教養・娯楽	24,360	25,163	24,837	23,825	24,240	24,569	29,506	29,546	24,608
	その他	23,619	23,545	23,740	25,350	23,871	23,630	23,028	27,218	35,294
非消費支出		53,051	57,636	56,904	54,435	63,112	56,890	60,977	60,977	53,655
予備費		20,200	20,400	20,800	20,700	21,100	20,500	20,300	19,500	21,300
最低生計費 (月額)	税抜	223,019	224,432	229,459	227,832	232,347	225,884	224,057	214,686	234,634
	税込	276,070	282,068	286,363	282,267	295,459	282,774	285,034	275,663	288,289
年額（税込）		3,312,842	3,384,821	3,436,358	3,387,203	3,545,506	3,393,286	3,420,407	3,307,958	3,459,468
必要最低賃金額A（173.8時間換算）		1,588	1,623	1,648	1,624	1,700	1,627	1,640	1,586	1,659
必要最低賃金額B（150時間換算）		1,840	1,880	1,909	1,882	1,970	1,885	1,900	1,838	1,922
2025年地域別最低賃金額		1,029	1,031	1,031	1,032	1,038	1,033	1,226	1,226	1,033